

提供資料の管理情報

提供日	抄録・参照版作成日
2027.02.12	2027.02.12
原資料の作成目的	保存経路・提供範囲
各契約主体の決定を同じ参照欄で公表し、推薦停止と個別契約の採否を区分する。	六主体が別々に作成・署名した原決定の提供抄録。各主体が自己の決定欄を確認し、2027年2月12日に採録許諾。局が六件を一つの権限で取り消した記録ではない。

掲載元：広域公共事業調整局

公表記録

CO-D-27-0212-01

六共同事業の契約案撤回・継続運営に関する原決定抄録

六主体がそれぞれ決めた包括契約案の不採用・手続撤回と、現行運営継続の抄録です。

原資料作成日	2027.02.12
原資料作成者	決定：CP-01～CP-06の代表契約主体／採録：広域公共事業調整局 契約審査担当
文書番号	CO-D-27-0212-01

各契約主体は、CO-D-27-0210-01と当事者回答、現行契約の継続条件を受領し、自らの契約案を審査した。いずれも、推薦された啓承の包括契約案を採用せず、当該案に基づく採択・移行契約の手続きを撤回すると決定した。

CP-01～CP-06の原決定番号と決定日は下表のとおりである。対象契約案は成立前であり、既に締結した契約を監察職員が一括解除したという取扱いではない。未締結の包括契約に基づく利用料の支払又は専用形式への移管は開始しない。

各主体は現行の施設受付・案内契約を継続し、記録受渡しと次期運営の条件を、受託者間で比較できる形に再整理する。移行の費用と日程は各契約の見積り・審査で確認し、予定した共通高度化が始まらないことを、現在の地域業務の停止と読み替えない。

旧資料、評価原入力、推薦・受領・回答の原本は保全する。今回の採否判断は、UCR移行判定委員会が決めた本運用延期や相良の理由記録訂正を取り消すものではなく、それぞれの決定を引き継いで行う。

各契約主体の原決定

主体	原決定番号	原決定日	決定の対象
----	-------	------	-------

主体	原決定番号	原決定日	決定の対象
CP-01	CP01-D-27-0211-01	2027-02-11	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続
CP-02	CP02-D-27-0211-01	2027-02-11	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続
CP-03	CP03-D-27-0212-01	2027-02-12	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続
CP-04	CP04-D-27-0212-01	2027-02-12	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続
CP-05	CP05-D-27-0212-01	2027-02-12	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続
CP-06	CP06-D-27-0212-01	2027-02-12	包括契約案不採用・採択手続撤回・ 現行契約継続

CO-D-27-0212-01

REGIONAL PUBLIC WORKS COORDINATION

現在の参照情報

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

- 各主体へ送付された監察結果 ↗
- 現行契約と代替移行条件 ↗
- 啓承の事業権限・提案撤回決定 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内:<https://coord.piveh.com/about-this-site/>